

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

秋田県教育委員会委員長 岩 佐 信 宏

秋田県教育委員会規則第三号

秋田県高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校管理規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項の表第六号中「高度な」を「特に高度な」に改め、同表中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次のように加える。

七	副主任学校栄養士	上司の命を受けて学校給食の栄養に関する高度な専門的事項をつかさどる。
---	----------	------------------------------------

第二十条第四項中「第九号」を「第十号」に改める。

第三十条第四項中「(結核性疾患による場合にあつては教育長)」を削除する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。